平成２８年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃　止 ・ 縮　減 ）

No	1

府 省 庁 名　　国土交通省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
見直し項目名	東日本大震災により被災した鉄道事業者が国の補助（災害復旧事業費補助）を受けて取得した資産に係る課税標準の特例措置の廃止
見直し内容（概要）	・特例措置の対象 東日本大震災により被災したため、災害復旧事業費に係る補助を受けて取得された車両等 ・特例措置の内容 固定資産税：課税標準　10 年間２／３ ・見直しの内容 平成 28 年３月 31 日までに取得したものについては経過措置を設けたうえ、廃止する。
関係条文	地方税法附則第 56 条の２第３項、地方税法施行令附則第 33 条の２、地方税法施行規則附則第 24 条の２
増収見込額	［平年度］　－　（ ▲１０ ） ［改正増減収額］　－　（単位：百万円）
廃止又は縮減の理由	東日本大震災による被災鉄道施設の復旧により急増することが想定される鉄道施設に対する固定資産税の増加負担を軽減し、復旧後の経営安定化を図ることを政策目的としていたところ、平成 25 年度以降の取得見込みはなく、その役目を終えたと考えられるため、平成 28 年３月 31 日までに取得したものについては経過措置を設けたうえ、廃止する。